

1 章 社会福祉事業

1 節 社会福祉事業の概要

- ・国は昭和 20 年～30 年代に福祉 6 法制定。戦争遺児、傷痍軍人の保護などが主な目的。
- ・昭和 26 年 社会福祉事業法制定。村に任意の社会福祉協議会が設立される。⇒昭和 54 年 社会福祉法人に。
- ・昭和 47 年児童手当制度の開始。その後改正が繰り返されている。
- ・昭和 48 年 オイルショックにより福祉の見直し。国は「小さな政府」を提唱。個人の自助努力、家族や近隣との相互扶助の推進。施設主義福祉からコミュニティケアへ。
(コミュニティケア・・・地域で暮らす高齢者や障がい者の生活を支えるために、行政・福祉・近隣住民やボランティアなどが連携してサポートすること)
- ・昭和 61 年 ポロシリ福祉会設立。障害者福祉と高齢者福祉の担い手に。
- ・平成 4 年 村が出産祝金の支給を開始。
- ・平成 7 年 国が法改正。措置制度⇒利用契約に。利用者がサービスを選択できるように。
- ・平成 7 年 国がエンゼルプラン策定したことを受けて村子育て支援センター開設。
- ・平成 12 年 社会福祉法改定。地方分権の流れで社会福祉事業も市町村主体に。
- ・平成 12 年 介護保険制度開始。
- ・平成 14 年 NPO 法人夢という設立。民間の力も重要視される。
- ・平成 15 年 支援費制度開始。(障がい者への支援)
- ・平成 16 年 社会福祉法改定で市町村計画策定が義務に。村は地域福祉計画を策定。
- ・平成 24 年 国は消費税引き上げにより社会保障を拡大。(社会保障と税の一体改革)
- ・平成 25 年 障害者総合支援法施行。障害者の人権を守り自立した社会生活を支援。
- ・平成 27 年 子ども・子育て関連 3 法に基づいて子ども・子育て支援新制度開始。
- ・令和 7 年 村が介護職等への奨学金償還助成を開始。人材確保のため。

【老人保健福祉センター】

- ・昭和 55 年に「母と子の家」を吸収して建設。老人・保健・福祉の総合施設は管内で初。
- ・総工費 3 億 1,100 万円。鉄筋コンクリート 2 階建、延べ 1300 m²。太陽光ソーラー。
- ・当初は保健婦や助産婦(当時の名称)などが健康管理や相談受付を行っていたが、●年から福祉課の職員も事務所として使用。
- ・図<老人保健福祉センター平面図>

2 節 児童福祉

1 こども計画

- ・平成 17 年に中札内村次世代育成支援行動計画、平成 22 年には同後期計画を策定。
- ・平成 27 年の「子ども・子育て支援新制度」開始により 13 の地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、病児保育など）を推進。
- ・平成 25 年に中札内村子ども・子育て会議の設置。
- ・平成 27 年に「中札内村子ども・子育て支援事業計画」を策定。次世代育成支援行動計画も兼ねる。
- ・令和 8 年には「中札内村こども計画」に。分野ごとに別で策定されていた計画を一体化して横断的な政策を推進。「こどもまんなか社会」の実現へ。

2 保育園

【中札内市街】

- ・昭和 27 年 私設の中札内保育園が当時の公民館に設置された。（道見園長）
- ・昭和 29 年 私立保育園として真光寺で開園。昭和 44 年から村に移管。（へき地保育所）
- ・昭和 50 年 中札内保育所が認可保育所として開始。新築の建物。
 - ⇒平成 25 年 きらきら保育園の開設。名称は一般公募で選ばれた。
 - ⇒平成 29 年 保育所型認定こども園に移行。

【上札内市街】

- ・昭和 40 年 上札内公民館に私設の上札内季節保育所。農繁期の 5 月～10 月のみ。
 - ⇒昭和 42 年に開拓婦人ホームと併設して保育所建設。
 - ⇒昭和 62 年に上札内保育所新設。
 - ⇒令和 2 年度から休園。

3 子育て支援センター

- ・平成 10 年に設置。子育ての相談窓口、親子の遊び場、親同士の交流の場。同年 10 月には一時保育を開始。
- ・当初は保育所の一室だったが需要増加につき平成 15 年に一部は体育館へ移転。⇒平成 25 年きらきら保育園開設の際に同園内へ移転。
- ・平成 11 年 十勝管内子育て支援関係者連絡協議会発足。管内の子育て支援センター関係者がお互いの情報交換をする場。

・令和 9 年現在の事業内容

リフレッシュサロン、支援部屋の開放、ぱぱの日、こども誰でも通園制度など

・図＜利用数の推移(施設利用、相談、一時保育)＞

4 ファミリーサポート

・令和 4 年 9 月から開始。子育てのサポートをして欲しい人とサポートしたい人が会員登録をして、サポートが必要な時にファミリーサポートセンターが会員を紹介する仕組み。

・村内に住所のある中学校 3 年生までの子どもの保護者が対象。

・30 分あたり 500 円の料金。研修や交流会も実施している。

・図＜利用件数、援助会員数、依頼会員数の推移＞

5 こども家庭センター

・令和 4 年の児童福祉法等の一部改正により、令和 8 年こども家庭センターを老人保健福祉センター内に設置。母子保健と児童福祉を統合してこどものことは何でもわかる体制に。

・子育て世代包括支援センターは廃止。(こども家庭センターへ移行)

・保健師と助産師が子育て妊娠・出産・子育て・家庭に関して相談対応や支援を実施。

6 児童館・放課後児童クラブ

・昭和 41 年に「母と子の家」建設。母親の研修の場、子どもの遊び場にもなっていた。

・児童預かり場所のニーズが高まり、昭和 52 年に青年婦人研修所(後の公民館・現役場庁舎敷地内北西側)の一室を使って学童保育を実施。

・昭和 57 年に児童館が完成したため移転。保護者によるポロシリ子供育成会が運営。

・平成 6 年 図書室、遊戯室スペースを改築・拡張。

・平成 7 年から社協が運営主体に。

・平成 9 年の児童福祉法改正にあわせて放課後児童クラブに名称変更。

・平成 20 年度 児童館を子どもの拠点施設(子どもの城)に。子ども関係の利用に限定。

3 節 高齢者福祉

1 高齢者保健福祉計画

・介護保険法の施行後は介護保険制度事業(支援)計画も一体として策定。

・第 10 期計画(R9～)より抜粋 高齢化率、ニーズ調査の結果

- ・平成 18 年より地域支援事業を開始。地域での自立した生活を支援。
(夢という、恵津美ハイツ、予防事業、認知症施策など)
- ・村が単独で実施している高齢者の生活支援
(電話サービス、緊急通報システム、生活支援ハウス、日常生活用具給付事業、移動支援)
- ・社協の高齢者向けサービス一覧

2 介護保険

- ・平成 9 年介護保険法制定。平成 12 年度から運用開始。利用者負担 1 割。
- ・南十勝介護認定審査会で介護認定を行い、区分に応じたサービスを受けられる。
要支援 1、2 は介護予防サービス、要介護 1～5 は介護サービス。
- ・平成 13 年 10 月から利用者負担を軽減する村独自の助成を開始。

3 地域包括支援センター

- ・介護保険法第 115 条の 46 により村福祉課に設置。地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスに限らず包括的および継続的に支援する。
- ・地域の関係機関と連携しながら相談や支援サービスの調整を行う。介護予防プラン作成。
- ・高齢者虐待への対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより高齢者の権利を守る支援を行う。
- ・地域たすけあい講座、介護カフェ、認知症サポーター、高齢者等 SOS ネットワーク

4 高齢者福祉施設

【恵津美ハイツ】

- ・平成 5 年 4 月に事業開始。
- ・老人ホーム 施設入所サービス定員 50 名、短期入所サービス定員 6 名。
- ・デイサービス 定員 18 名／1 日 自宅までの送迎あり。
- ・ホームヘルプ 訪問介護 料金の 1 割(所得によって変動あり)自己負担。
- ・図<恵津美ハイツの平面図>
- ・図<恵津美ハイツ利用件数推移(サービスごと)>

【生活支援ハウス ^{いちばらう} 一華荘】

- ・平成13年11月
- ・令和 7 年に要件を緩和。要支援 1・2 までに限定せず 60 歳以上で家族の支援を受けるの

が困難な方を対象とした。

・図<一華荘利用件数推移>

【グループホーム ^{ばいけそう} 梅花荘】

・平成 21 年 4 月に事業開始。

・介護計画(ケアプラン)に基づいて食事や入浴などの介助を行う。

・要介護 1～5 か要支援 2 の介護認定、認知症の診断を受けている方が対象。

・図<梅花荘利用件数推移>

5 老人クラブ

・興農会(場所:興農会館)、喜楽会(場所:保健センター)、寿会(場所:上札内交流館)でそれぞれ活動。研修や交流会などを実施。村から補助金を交付。

・中札内村老人クラブ連合会(社協が事務局)はゲートボール大会や新年会などを実施。

6 なかさつない地域まるごと元気アッププログラム(まる元)

・前身となる事業(ゆうゆう貯筋のつどい、楽しくクラブ、ゆうゆう楽しく運動教室など)

・平成 30 年度からまる元を開始。65 歳以上で要介護認定を受けていない方が対象。

・椅子に座ったまま安全に楽しくできるゆる元体操。北翔大学が考案。

・初級コース、中級コース、まる元プラスの3つのコース。

・3 か月に 1 回程度 体力測定会(お元気度測定会)を実施。

・令和 8 年度末時点で登録者数●名、平均出席率●%。

4 節 障がい者福祉

1 障がい福祉計画

・障害者総合支援法に基づき村が策定。障害者計画と障害時福祉計画を兼ねる。自立支援協議会や村民アンケートで意見を集約。

・対象は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病(特定疾患)、高次脳機能障がい(R7 法制化)

・図<障がい者数の推移(障がい種別)>

・役場における障がい者雇用の促進、中札内高等養護学校との連携。

・南十勝こども発達支援センターむうく(大樹町)の共同運営。

2 基幹相談支援センター

- ・地域における障がい者相談支援の窓口。障害者総合支援法に規定されており全市町村に設置されている。
- ・村は平成 25 年に老人保健福祉センター内に設置。福祉課職員(介護福祉士など)が職務にあっている。
- ・相談支援、成年後見制度利用支援、他団体と連携した地域での協議会。

3 障がい者福祉施設

- ・みのり園:施設入所支援、生活介護、短期入所 入所定員 40 人
- ・のぞみ園:施設入所支援、生活介護 入所定員 40 人
- ・ひばり荘:共同生活援助(グループホーム) 入所定員 7 人
- ・かしわ荘:共同生活援助(グループホーム) 入所定員 7 人
- ・さくら荘:共同生活援助(グループホーム) 入所定員 6 人
- ・ワークセンターふれんず:就労継続支援 B 型事業 定員 20 人

5 節 社会福祉関係団体

1 社会福祉協議会

【社会福祉協議会の誕生】

- ・昭和 26 年に役場民生係が中心となり任意の社会福祉協議会を結成。
- ・昭和 42 年に全戸会員制に。
- ・昭和 54 年に社会福祉法人の登記完了。初代会長は作田京造氏。
- ・昭和 57 年に事務局を整備。元役場民生課長が事務局長に。事務所は児童館。

【社会福祉協議会の組織概要】

- ・理事11名、監事2名、評議員16名
- ・図<中札内村社会福祉協議会の組織体制>
- ・歴代社協会長(平成以降)
- ・事業

地域福祉事業:給食交流会、ふれあいサロン、ふまねっと、地域食堂、除雪サービス 等
貸付・助成:紙おむつ購入助成、生活福祉資金貸付、福祉団体活動助成 等
高齢者就労センター、老人クラブ連合会、ボランティアセンター、遺族会等の運営
村からの受託事業:児童館の指定管理、放課後児童クラブ、生活支援体制整備事業

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金
ふれあい広場の開催

2 ポロシリ福祉会

【設立の経緯】

- ・高等養護学校の授産施設を運営するために設立。
- ・昭和 59 年 法人設立準備委員会を設置。代表は梶浦福督氏、代行は吉田勇治氏。
- ・昭和 61 年に社会福祉法人に。梶浦理事長から吉田理事長へ。のぞみ園を開設。

【ポロシリ福祉会の組織概要】

- ・理事長、副理事長、理事 6 名、監事 2 名、評議員 7 名
- ・図<ポロシリ福祉会の組織体制>
- ・歴代理事長(平成以降)
- ・障がい者福祉施設:みのり園、のぞみ園、グループホーム、ワークセンターふれんず
- ・高齢者福祉施設:梅華壮、一華壮、恵津美ハイツ(老人ホーム、デイサービス、ホームヘルプ)
- ・就職準備金貸付事業:家財や通勤用の車両購入費用の一部を一定条件のもとで貸付

6 節 地域を支える福祉組織

1 民生委員・児童委員

- ・民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。村の民生委員推薦会で推薦された者。児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。
- ・人数は北海道民生委員定数条例で定められており、基準は 70～200 の間のいずれかの世帯数ごとに委員 1 人。村は 12 名。
- ・ボランティアとして活動。任期 3 年、再任可。
- ・それぞれが担当する区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政などの適切な支援やサービスへのつなぎ役を果たす。高齢者世帯などの見守りや安否確認も行う。
- ・委員の一部は厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、担当区域に関わらず子どもや子育てに関する支援を専門に行う。
- ・現時点の委員 12 名、うち主任児童委員 2 名。任期 令和 7 年 12 月～令和 10 年 11 月)

2 任意団体・ボランティア

- ・中札内スペシャルニーズプロジェクト実行委員会

障がい者などスペシャルニーズ(特別な配慮が必要な人)を理解して、誰もが住みやすい地域社会づくりを目指す有志の団体。

講演会やパネル展、村内各施設へのブルーライト点灯、コミュニティサロンなどを行う。

※コミュニティサロンは R8.7 で休止。

・社会福祉協議会がボランティアセンターを運営。相談、登録、斡旋、研修などを行う。

・表＜ボランティア登録団体＞※社協 HP より

2 章 保健医療

1 節 保健医療事業の概要

- ・昭和 22 年の保健所法改正により食品衛生監視員の配置や保健婦の増員などが行われ、保健所が指導業務と行政事務を担う。母子保健サービスも保健所が実施。
 - ・昭和 23 年 予防接種法制定。市町村が実施主体。
 - ・昭和 36 年 国民皆保険制度がスタート。
 - ・昭和 40 年 母子保健法制定。当時は新生児訪問、乳幼児健診、母子健康手帳などは都道府県(保健所)が実施主体だった。現在は市町村の事業。
 - ・昭和 40 年と 50 年の地方自治法改正により保健所業務は市町村へ徐々に移管。全国の市町村で保健センター建設(村は昭和 55 年建設)。市町村保健婦の配置。
 - ・昭和 44 年 村は 75 歳以上への医療費扶助を開始。2 割が扶助、1 割が自己負担。
 - ・昭和 48 年(福祉元年)に高額療養費支給制度、老人の医療費無料化(昭和 58 年廃止)。
 - ・昭和 52 年 1 歳 6 か月児健康診査の開始。疾病の早期発見。
 - ・平成 6 年 保健所法が廃止され地域保健法制定。対人保健サービス(予防接種など)が保健所から市町村へ。母子保健法改正により母子保健サービスも市町村へ。(平成 9 年施行)
 - ・健康まつり⇒平成 14 年元氣わくわくカード
 - ・いきいき元氣なかさつない(中札内村健康増進計画)
- 平成 12 年度からの「健康日本 21」と平成 14 年制定の健康増進法に基づき策定。
方向性:栄養と食生活、身体活動と運動、たばこ、休養とところの健康、次世代の健康、高齢者の健康、循環器疾患と糖尿病の予防、がん予防

2 節 母子保健

1 妊産婦の健康増進

- ・平成 9 年から母子保健サービスが都道府県(保健所)から市町村へ委譲された。村は「母子保健事業の実施に伴う医療機関委託事業実施要項」を策定。
- ・平成 14 年 国が「健康日本21」の一環として「健やか親子 21」を開始。母子の健康水準を向上させるための国民運動計画。妊産婦や乳幼児の健康などに関する目標値を設定。
- ・事業一覧
妊婦健診(助成制度、歯科)、妊産婦教室(ぴよたま、もぐもぐ)、家庭訪問(R2から妊婦も)、

ブックスタート、相談(随時、すくすく相談、ことば相談)、産前産後支援ヘルパー、妊婦のための支援給付金、産後ケア事業(R6 拡大)、妊産婦通院タクシー、不妊治療

- ・表<産前産後支援ヘルパー利用実績>
- ・表<妊産婦通院タクシー利用実績>
- ・表<産後ケア事業利用実績>

2 乳幼児ケア

- ・妊産婦の健康増進と連動した取組。健診や家庭訪問などで親子と接する機会を増やす。
- ・保健師だけでなく栄養士、医師、発達支援センターも含めた体制に。
- ・身体のみだけでなく発達障害、虐待予防の視点も。帯広児童相談所との連携。
- ・事業一覧

健康診査(歯科含む)、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、巡回児童相談、
新生児聴覚検査費用助成(R2～)、ことばの相談(R4～?)屈折検査(R5～)、
フッ素塗布の無料化(R5～)、1か月児健診の助成(R6～)

- ・令和2年 子育て世代包括支援センター設置⇒令和8年8月からこども家庭センターへ
- ・図<健診受診率の推移(乳児、1歳6か月、3歳)>
- ・図<3歳児健診時のう歯(虫歯)有病率の推移>

3 母子手帳の電子化

- ・電子母子手帳が公的に認可を受け、R8から母子手帳アプリ「母子モ」を導入。

・機能

妊婦や子どもの健康診断データの記録、予防接種の管理、村のお知らせやアドバイスを受信、
子どもの成長記録(できたよ記念日) など

3 節 成人保健

1 健(検)診

- ・保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画の策定。
- ・住民健診といきいきミニドック⇒平成20年度から国保加入者を対象とした特定健診・特定保健指導へ。(高齢者の医療の確保に関する法律により義務化)
- ・75歳以上は後期高齢者医療制度に基づいた健診に。
- ・図<各健診の受診率推移>

- ・がん検診(胃、肺、大腸、前立腺、子宮、乳)の費用助成。
- ・図<がん検診の受診率推移>
- ・脳ドックの助成(平成 23 年に枠を拡大)。
- ・その他の検診(肝炎ウイルス、エキノコックス、骨粗鬆症)の実施。
- ・平成 27 年 BDHQ(簡易型自記式食事歴法質問票)を活用した保健指導を導入。
- ・平成 29 年 国保特定健診と同様の健診を 25 歳⇒20 歳に引き下げ。
- ・平成 30 年 ピロリ菌検査の費用助成開始。
- ・令和 5 年 村診療所で尿中ナトリウム検査を導入。

2 生活習慣病の予防

- ・各種運動教室や講座の開催。(にこにこフィットネス、さわやか運動教室、からだスリムアップ講座など)
- ・平成 23 年度から「健康にすごし隊」開始。北海道の国保団体連合会の事業を活用。⇒平成 26 年度から村独自事業として実施。「生活習慣病対策推進事業」に。
- ・平成 23 年度に教委と連携してウォーキングコースを作成。すこやかロードの認定を受けた。
- ・情報宅配便を活用した啓発活動。
- ・図<メタボリックシンドローム該当状況の推移>

3 健康ポイント事業

- ・平成 30 年度七色献立プロジェクトの一環として開始。地方創生推進交付金を活用。
- ・体重や運動量を測る活動量計のデータを送信し、歩数やイベントへの参加などでポイントを獲得。付与されたポイントは商品券との交換や寄付に。
- ・からだカルテにログインすると自分の情報を確認できる。
- ・初年度は希望する村民に活動量計を無料で貸出し。目標100人のところ 411 人の参加。
- ・令和元年度はポイント付与が5000歩以上から1000歩以上に。チャレンジコース新設。
- ・令和 2 年度は新型コロナの影響を考慮してポイントを 2 倍に。学校への寄附開始。
- ・令和 5 年度から受付窓口をサツドラへ委託。
- ・筋肉アップチャレンジやバーチャルウォーキング、食事写真投稿、お楽しみ抽選、町村対抗の歩数大決戦などのイベント実施。
- ・健康ポイント事業だよりの発行。
- ・北大と連携したデータ解析やアンケート結果の分析。
- ・スマートウエルネスシティ(健幸都市)首長研究会に加盟。

・図<健康ポイント事業への参加者数推移>

4 節 予防接種

- ・昭和 23 年 予防接種法制定。市町村が実施主体。罰則付きの義務規定だった。
- ・昭和 51 年 法改正により健康被害救済制度が導入された。罰則は廃止。
- ・平成 6 年 法改正により義務接種から勧奨接種に。集団接種から個別接種へと移り変わる。
- ・平成 13 年 インフルエンザが二類疾病となり高齢者へのワクチンが定期接種化。
- ・平成 19 年 子ども(乳幼児～中3)のインフルエンザ予防接種を村単独事業として開始。
(その後高校生まで対象拡大)
- ・平成 22 年 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の無料接種開始。
- ・平成 23 年 後期高齢者への肺炎球菌ワクチン助成開始。
- ・平成 28 年 日本脳炎、B 型肝炎ワクチン 定期接種開始。
- ・平成 29 年 予防接種システム導入。
- ・令和元年 成人男性へ風疹予防接種の助成開始。
- ・令和 5 年 おたふく予防ワクチン接種の助成開始。(子育て支援策)
- ・令和 6 年 带状疱疹ワクチン接種の助成開始。
- ・令和 8 年 妊婦への RS ウイルスワクチンの予防接種が定期接種の対象に。
- ・令和 8 年度現在の予防接種一覧。(小児、大人、任意)
- ・図<予防接種 接種率の推移>

※新型コロナの予防接種については 7 節に記載する。

5 節 食育

1 食育・地産地消推進計画

- ・食育基本法と産業化・地産地消法に基づいて策定。
- ・目標「みんなで学んで広げよう!! 安全・安心、新鮮で高品質な地域食材を食べて、健康で豊かな生活」
- ・村の現状と課題の分析。食生活の変化。
- ・家庭、生産者、地域、学校などの役割分担、生産者の顔が見える輪づくり。
- ・5つの視点と行動①食の背景を知る②食材を正しく選び、買う③料理を作る④おいしく食べる⑤地産地消、食育、スローフードなど、「食」と「健康」の関わりを意識する

2 食育サポーター

- ・平成 26 年までは食生活改善推進員として活動。養成講座を実施。十勝ブロック食生活改善協議会に所属。帯広保健所長や道知事から表彰を受けた。
- ・平成 27 年から食育サポーターに変更。十勝ブロックの協議会は脱会。
- ・料理教室、レシピ開発などを実施。
- ・活動内容の一覧を記載する。

3 七色献立プロジェクト

- ・平成 28 年度に開始。野菜摂取量の増加、食生活の見直しによって健康寿命を延ばす取組。
- ・平成 30 年度から健康ポイント事業と連動して実施。
- ・野菜料理講習会、講演会やセミナーの開催、レシピ集の作成、北大と連携したデータ分析、生産者(農協青年部など)との連携事業、彩りプラス、ベジチェック などの事業を展開。

6 節 医療対策

1 医療費助成

- ・重度心身障害者、乳幼児、母子家庭等、老人の各医療費について、市町村が主体となり補助し、その2分の1を北海道が補助する仕組み。平成 16 年から 1 割の自己負担となった。
- ・昭和 46 年 村は老人医療費の一部助成を開始。平成 20 年に廃止。
- ・昭和 47 年 村は 0 歳児への医療費特別給付金を開始。自己負担 1 割。北海道が制度を開始するより 1 年前のこと。昭和 48 年に 3 歳未満、平成 12 年に 5 歳未満へ拡大。
 - ⇒平成 19 年 児童医療費の助成として中学 3 年生まで医療費無料に。
 - ⇒令和 5 年 助成対象を高校3年生まで拡大。
 - ⇒令和 8 年度 村に保護者の住民票があり修学のために転出する子どもも対象に。

2 国民健康保険

- ・昭和 13 年 国民健康保険法制定。保険組合方式だった。
- ・昭和 23 年 法改正により市町村の直営方式へ。強制加入が可能に。
- ・昭和 33 年 法改正により全市町村で義務化され、昭和 36 年に国民皆保険達成。
- ・昭和 60 年に村の税条例に国保を追加。
- ・平成 20 年 後期高齢者医療制度が開始して 74 歳以下が被保険者に。

- ・平成 30 年 国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県単位に。
- ・現在は標準保険料(北海道が各市町村の運営に必要となる額から算定した保険料)に合わせて税率改正。令和 12 年度までに全道一律の保険料に。

3 後期高齢者医療

- ・老人医療費は昭和 48 年に無料化、昭和 58 年からは一部負担導入、その後徐々に増加して平成 13 年からは定額割合を自己負担。
- ・平成 20 年度からは後期高齢者医療制度に。北海道後期高齢者医療広域連合が運営。
- ・75 歳以上の全ての方と一定の障がいがある 65 歳以上も対象。
- ・自己負担は従来と同様に 1 割。(所得によっては 3 割)
- ・図<後期高齢者医療 保険料・広域連合納付金・対象者の推移>

4 医療機関

【村立診療所】

- ・北海道厚生農業協同組合連合会が運営していた厚生診療所を買収し、昭和 27 年に中札内村国民健康保険直営診療所を開設。場所は現改善センター。
- ・昭和 41 年に診療所を新築移転。場所は現保健センターの東側駐車場。
- ・昭和 53 年に委託開業となり、名称は中札内村診療所に。
- ・昭和 62 年から鈴木俊二医師に委託。
- ・平成 2 年に現在の場所(西 2 条南 3 丁目 23 番地)へ新築移転。
- ・平成 17 年から療養病床を開設。
- ・令和 3 年に北海道家庭医療学センターの指定管理へ。更別村とも連携。内科と小児科を置き、一般病床4床と療養病床12床は廃止。
- ・令和 6 年 医師住宅を建設。
- ・図<診療所平面図>

【歯科医院】

- ・昭和 39 年 中札内村歯科診療所を建設。場所は大通南 1 丁目。
- ・昭和 55 年 老朽化のため大通北 3 丁目に新築移転。医師住宅と併用。
- ・公設民営で、村が貸し出ししている。
- ・個人経営でやました歯科医院がある。

7 節 新型コロナウイルス感染症

1 新型コロナウイルス感染症の流行

- ・令和 2 年に厚労省が新型コロナについて発表。
- ・令和 2 年 1 月 16 日に国内初感染。1 月 28 日に道内初感染。2 月 27 日に管内初感染。
- ・図<十勝管内の感染者数の推移>

2 拡大防止策

- ・ウイルス拡散防止策。(咳エチケット、手洗い・消毒、マスクの使用、密の回避、パーティション設置、体温計の設置など)
- ・外出自粛規制。学校の休校。
- ・飲食店への協力依頼。
- ・ワクチン接種の体制整備。LINE 予約システムの導入。

3 生活支援

- ・事業者への支援(支援金、応援クーポン、プレミアム商品券、宿泊費補助)。
- ・子育て世帯、住民非課税世帯へ給付金を交付。
- ・年金料と国保税の減免。

3 章 環境衛生・環境保全

1 節 ごみ処理

- ・昭和 59 年 帯広市と 7 町村(中札内含む)で複合事務組合を発足。ごみの共同処理。
- ・平成 3 年 ごみ増加に伴い、村の常盤地区のごみ処理場は金属や瀬戸物、ゴム、ビニール類、大型ごみやタイヤなどに制限。それ以外は帯広清掃工場へ搬出(増加)。
- ・平成 3 年 中札内ごみ減量化対策推進会議を発足。増加するごみへの対応を協議。
- ・平成 3 年 村が資源回収事業を開始。リサイクルセンターを 6 区からまつ館前に建設。
- ・平成 7 年 村内のごみ処理場は満杯で閉鎖。帯広清掃工場に依存する状況に。
- ・平成 8 年 新処理施設くりりんセンターの稼働開始。
- ・村は家庭用の生ごみ処理器(コンポット)と焼却炉のあっせん。⇒平成 11 年にダイオキシンが問題となり焼却炉の撤去を進める。
- ・平成 11 年 村リサイクルセンターを中札内工業団地に新築移転。廃材を使用して建築。
- ・平成 12 年 村ごみ処理を有料化。
- ・平成 12 年 生ごみを上札内地区に設置した機械でたい肥に。管内初。堆肥を無料配布。ポロシリ福祉会へ委託。
- ・平成 13 年 家電リサイクル法施行。
- ・平成 13 年 紙おむつ専用ごみ袋の無料配布を開始。
- ・令和 3 年 パソコンや小型家電の宅配便回収事業を開始。(リネットジャパン)
- ・ごみ削減に向けて小型家電回収、古着回収などを随時実施。

2 節 環境美化の取組

- ・1 クリーンなかさつない
- ・昭和 57 年のクリーン北海道に合わせてクリーンなかさつないを実施。
- ・村民へ呼びかけていっせいにゴミ拾いを行う。

2 ビューティフルデー

- ・10 月 4 日の「日本で最も美しい村」連合設立記念日の前後に実施する美化活動。
- ・令和 2 年に道内加盟町村、翌年から全国の加盟町村でいっせいに実施。
- ・環境省の後援あり。

- ・令和 7 年度からウォークラリー形式で実施。

3 ボランティアごみ袋

- ・有志の方、企業、団体が地域清掃などを行って出た廃棄物(ボランティアごみ)を無料回収。
- ・事前の申請が必要。認定シールを貼った専用のゴミ袋をごみステーションに出す。

3 節 有害鳥獣対策

- ・平成 22 年 中札内村有害鳥獣等対策協議会を設立。役場、農協、森林組合、猟友会。
- ・平成 25 年 鳥獣被害対策実施隊を設置。捕獲に関わる業務を行う組織。
- ・平成 28 年度中札内村鳥獣被害防止計画を策定。被害の傾向分析や捕獲体制など。
- ・猟友会帯広支部中札内部会との連携。
- ・有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金により免許講習会費などを補助。
- ・表<猟友会の会員数>
- ・北海道の鳥獣被害防止総合対策事業の補助金で箱罠とくくり罠を購入。
- ・十勝総合振興局と連携してくくり罠講習会を開催。(平成 24 年、25 年)
- ・エキノコックス対策に駆虫薬を散布。
- ・十勝管内アライグマ対策会議との連携。
- ・新しい技術の実証。くまドン、鹿ソニックなど。
- ・図<駆除数の推移>

4 節 火葬場・墓地

- ・昭和 33 年 中札内共同墓地に火葬場を建設。
- ・昭和 45 年 火葬場を新設。24.8 m²から 115 m²に。
- ・昭和 50 年に墓地 48 区画を整備。
- ・昭和 63 年に火葬場を建設。鉄筋コンクリート平屋 290 m²。旧火葬場跡地に慰霊碑を建立。
- ・中札内村火葬場設置及び管理条例により使用方法が定められている。村長へ申請が必要。死亡者が村民である場合は無料、そうでない場合は使用料が発生。(前納)

5 節 地球温暖化対策

1 地球温暖化対策実行計画

- ・平成 11 年施行「地球温暖化対策の推進に関する法律」により自治体の計画策定の義務化。
- ・村は平成 21 年度に第 1 期計画を策定。以後 5 年おきに策定。
- ・現在は第 4 期計画(令和 6 年度～12 年度)。温室効果ガス排出量の削減目標値や目標達成に向けた取組などを規定。
- ・過去の取組事例
新庁舎建設時に地中熱を利用。太陽光発電の補助金(平成 21～26 年)。
省エネ住宅設備への補助金(リフォーム支援金)。

2 ゼロカーボンシティ宣言

- ・令和 6 年 9 月の定例会で宣言。2050 年までに二酸化炭素(CO₂)を実質ゼロにすることを目指す。
- ・令和 8 年にワークショップ開催。

3 J-クレジット

- ・令和 8 年に「カーボンニュートラルによる持続的な社会の実現に向けた連携協定」を締結。
 - ・令和 9 年に村有林の二酸化炭素吸収量を「J-クレジット(排出枠)」として企業に販売開始。
- ※林業にも記載